

第6章 計画の推進体制と主体別の行動指針

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進

この計画の推進を図るために、県に部局横断組織である「環境管理推進委員会」を置き、全庁的な環境施策の推進体制を構築します。

環境管理推進委員会

会 長：副知事

構成員：企画部長 総務部長 社会部長 衛生部長 環境部長 商工労働部長 観光部長
農政部長 林務部長 建設部長 会計管理者 公営企業管理者 教育長 警察本部長

所掌事務：環境基本計画の総合的な推進、各部局にわたる環境に関する施策の調整 等

また、県民、市町村、事業者、民間の団体との協働により環境保全活動を進めるため、「信州豊かな環境づくり県民会議」を運営するとともに、様々な機会を通じて各主体との連携に努めます。

信州豊かな環境づくり県民会議

設立目的：県民総参加により、自然と人との共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な郷土を築く。

（平成9年、初めて長野県環境基本計画を策定した際に、行動指針の推進母体として設立された。）

構成団体：県の規模で組織されている97団体（平成21年2月現在）

事業内容（平成20年度）

- ・地球温暖化防止運動…家庭での取組の促進、エコドライブの推進等
- ・循環型社会形成に向けた取組…ごみ減量化キャンペーン、リサイクル推進認定制度の実施等
- ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施
- ・研修会の開催、環境保全に関するポスター・標語の募集、個人・団体の表彰 等

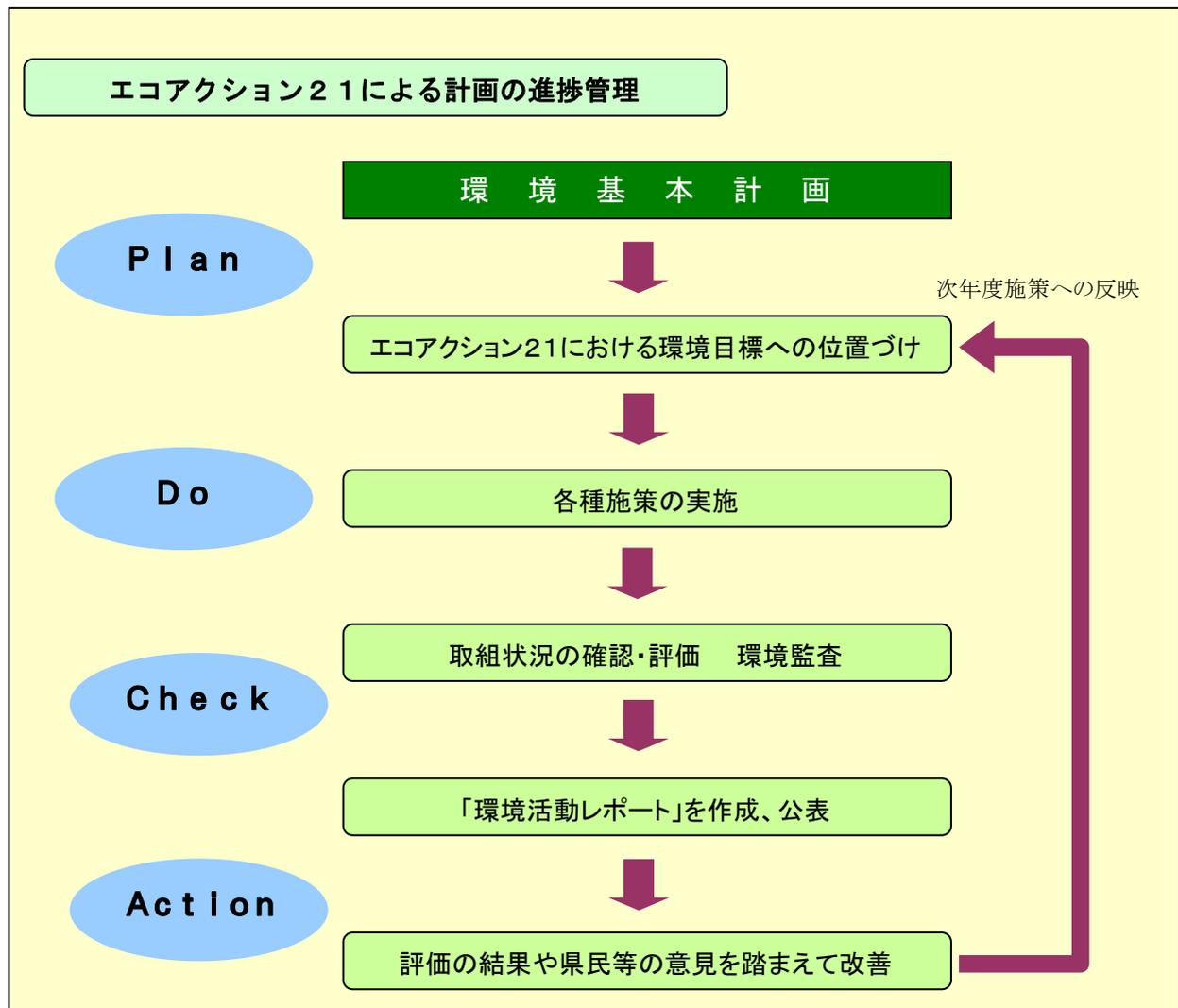
(2) 計画の進捗管理と評価

本県は、すべての県機関を対象に、環境管理システム「エコアクション21」に取り組んでいます。この計画に定める施策及び目標を基に、毎年度のエコアクション21の環境目標を定め、内部及び外部の環境監査を通じて、取組の進捗状況について点検を行います。

点検の結果については、「環境活動レポート」として取りまとめ、公表します。また、レポートは長野県環境基本条例第11条の規定による「環境白書」に掲載し、長野県環境審議会に

報告します。

エコアクション21による点検結果や、県民や環境審議会から出された意見は、個別の計画策定や次年度の事業等に反映し、PDCA サイクル（Plan:計画, Do:実践, Check:点検, Action:見直し）による継続的な改善・推進を行います。



このほか、中期総合計画に定められた主要施策等については、県の政策評価制度により、毎年度実施状況についての評価を実施し、結果を公表するとともに、県議会に報告を行い、事業等の見直し、改善や次年度の予算編成に反映させていきます。